

試験問題 令和8（2026）年度

受験番号（ 空欄 ）

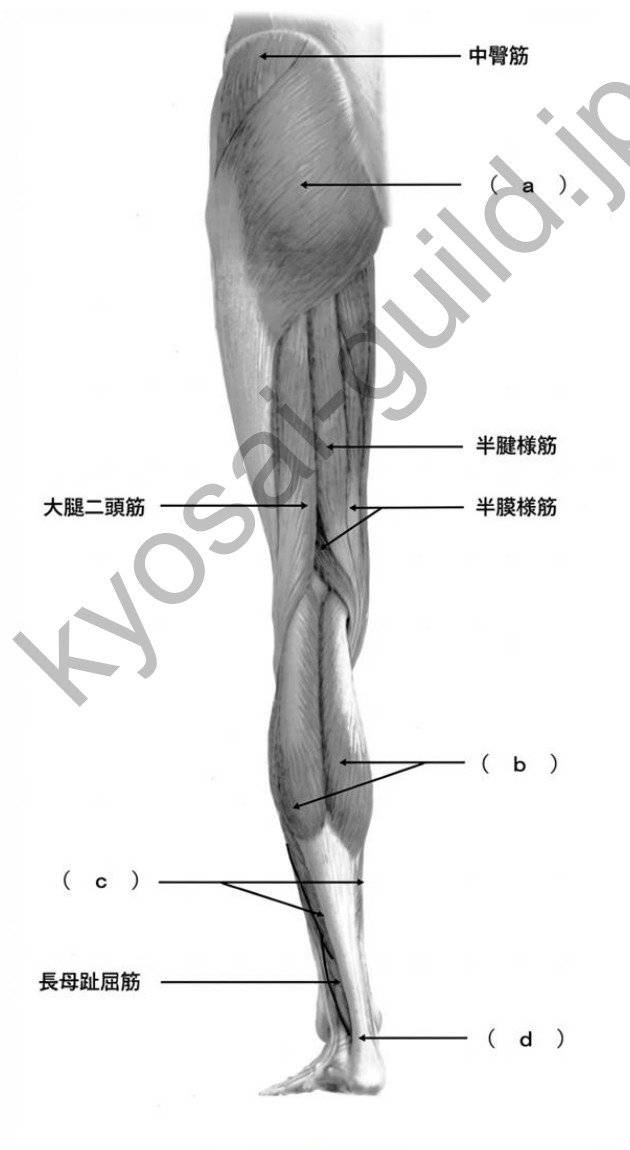
養護教諭 （8ページのうちの1）

（注）・答えは解答用紙の定められた解答欄に記入すること。

問題1 ヒトの筋肉及び腱について、次の1、2の問いに答えよ。

1 次の図はヒトの下肢の筋肉及び腱の模式図である。図中の（ a ）から（ d ）の名称を答えよ。

（各1点）



2 次の文章の (①) から (⑦) に当てはまる語句を答えよ。(各1点)

筋肉には、(①)、(②)、(③) の3つの種類がある。(①)は、骨に付着し、収縮することで体幹や体肢の骨格を動かす筋肉で、意図的に動かすことができる(④)であり、迅速かつ強力に収縮する。(②)は、消化管、呼吸器、血管などの壁を構成し、緩やかで(⑤)な収縮をする。(②)はホルモンや自律神経系の支配を受け、意図的に動かすことができない(⑥)である。(③)は、心臓壁の(③)層を構成する、リズムカルな収縮運動を繰り返す筋で、(①)のように(⑦)を持つが、(②)と同様に(⑥)である。

問題2 学校で行う検尿について、「学校検尿のすべて 令和2年度改訂」(日本学校保健会)及び「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」(日本学校保健会)に示されている内容について、次の1、2の問いに答えよ。

1 次の文章は、検尿の目的、疾病及び検査の実際について述べたものである。(①) から (⑬) に当てはまる最も適切な語句を以下のアからホのうちから選び、記号で答えよ。(各1点)

【学校検尿のすべて 令和2年度改訂】(日本学校保健会)

検尿の目的は、(①) の早期発見である。現在、腎炎の多くは治療可能な(②)となっており、発見のきっかけの約(③)は検尿である。学校検尿を行うことで、成人の(④)を減少させることも明らかになっている。

1型糖尿病は、家族内に糖尿病患者が(⑤)、治療の中心は(⑥)である。2型糖尿病の体型は(⑦)であり、発病経過は(⑧)である。

【児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂】(日本学校保健会)

集団検尿を行うに当たっては、児童生徒等及び保護者に、事前に(⑨)及び(⑩)等を説明しておく。また、(⑪)の指導を徹底して行う。

1次、2次検尿の結果、尿たん白が(+++)以上あるいは肉眼的血尿が見られる場合は、腎炎や(⑫)の可能性が高く緊急を要することがあるため、急いで医療機関の受診を勧める。それ以外の場合、2次検尿陽性者に対して3次集団精密検査を行い、終了した時点で(⑬)な診断をつける。

ア 60%	イ 80%	ウ 方法	エ 採尿方法	オ 回収方法
カ 提出場所	キ 検査機関	ク 時間	ケ 目的	コ 最終的
サ ゆっくり	シ 急激	ス 多く	セ 少なく	ソ 暫定的
タ やせ型	チ 標準	ツ 太り気味	テ 急性腎炎	ト 腎疾患
ナ たん白尿	ニ 血尿	ヌ 糖尿	ネ 末期腎不全	ノ IgA腎症
ハ ネフローゼ症候群		ヒ のう胞性腎疾患		フ 無症候性たん白尿
ヘ インスリン注射		ホ 食事運動療法及び経口血糖降下薬		

2 次の(1)、(2)、(3)の各文を読み、誤っている語句の番号を①から④の中からそれぞれ1つ選び、正しい語句を答えよ。(各2点)

- (1) 学校における尿検査の項目は、①学校保健安全法施行規則に「尿中の②蛋白、③潜血等について④試験紙法により検査する」と定められている。
- (2) ①検査日の前日に採尿すると、誤って②尿糖が出たり、③血尿が④消失したりするため望ましくない。
- (3) ①無症候性血尿症候群は、②細菌などの病原体が腎・尿路に侵入して③炎症を起こす疾患であり、発熱、側腹部痛、頻尿、④排尿痛、残尿感などの症状がある。

問題3 「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践 平成30年度改訂版」(文部科学省)及び「環境衛生基準の一部改正について(通知)」(令和2年12月 文部科学省初等中等教育局長)、「学校環境衛生基準の一部改正について(通知)」(令和4年5月 文部科学省初等中等教育局長)に示されている内容に基づいて、図中の(①)から(⑬)に当てはまる語句や数値(単位も含む)を答えよ。(各1点)

教室等の環境に係る学校環境衛生基準

検査項目	基準
(1) 換気	換気の基準として、二酸化炭素は(①)以下であることが望ましい。
(2) 温度	(②)以上に、(③)以下であることが望ましい。
(3) 相対湿度	(④)以上、(⑤)以下であることが望ましい。
(4) 浮遊粉じん	0.10mg/m ³ 以下であること。
(5) 気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。
(6) 一酸化炭素	(⑥)以下であること。
(7) 二酸化窒素	(⑦)以下であることが望ましい。
(8) 揮発性有機化合物	
ア. ホルムアルデヒド	(⑧)以下であること。
イ. (⑨)	260μg/m ³ 以下であること。
ウ. キシレン	200μg/m ³ 以下であること。
エ. (⑩)	240μg/m ³ 以下であること。
オ. エチルベンゼン	3800μg/m ³ 以下であること。
カ. スチレン	220μg/m ³ 以下であること。
(9) ダニ又はダニアレルゲン	(⑪)又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。
(10) 照度	(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、(⑫)とする。また、教室及び黒板の照度は、(⑬)以上であることが望ましい。

問題4 次の1、2の問いに答えよ。

- 1 がん発生の原因として考えられているもののうち、生活習慣に関するもの以外を3つ答えよ。(各1点)
- 2 次の文章は、ある中学校におけるがん教育の実施に向けての事前準備を示したものである。「栃木県がん教育ガイドライン(令和7年3月改訂)」(栃木県教育委員会)の【外部講師を活用したがん教育実施上の手順(例)】を踏まえ、適切でない部分を文中から抜き出し、その理由を「専門」「指導」という2つの語句を用いて答えよ。(4点)

年度当初の職員会議で、「学校保健計画」に基づき教職員への共通理解を図った。普段から連携をとっている学校医に講師を依頼し、がん教育の内容は一任した。

その後、保健だより等でがん教育を行うことを保護者に周知した。また、がんの経験がある生徒や、家族にがん患者・経験者がいる生徒には、本人や保護者に個別に確認し、がん教育の実施について了承を得た。

さらに、がん教育を受けたくない生徒には、別室で学習をさせるなど、必要な配慮ができる体制や環境を整備した。

問題5 感染症について、次の1、2の問いに答えよ。

- 1 学校保健安全法、学校保健安全法施行令及び学校保健安全法施行規則で述べられている、感染症の予防について、(①) から (⑧) に当てはまる語句を答えよ。(各1点)

【学校保健安全法】

第19条 (①) は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又は (②) のある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条 (③) は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【学校保健安全法施行令】

第6条 (①) は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その (④) を明らかにして、幼児、児童又は生徒(高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の生徒を除く。)にあつてはその (⑤) に、高等学校の生徒又は学生にあつては (⑥) または学生にこれを指示しなければならない。

第7条 (①) は、前条第1項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を (③) に報告しなければならない。

【学校保健安全法施行規則】

第20条 令第7条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 1 (⑦)
- 2 出席を停止させた (④)
- 3 出席停止を指示した (⑧)
- 4 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 5 その他参考となる事項

2 「学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>」(日本学校保健会)に示されている内容について、次の(1)、(2)の問いに答えよ。(各1点)

(1) 感染症の予防について、次のアからカの文のうち正しいものを2つ選び、記号で答えよ。

- ア 感染症の拡大を防ぐためには、患者は、他人に容易に感染させる状態の期間は集団の場を避けるようにすることや、健康が回復するまで治療や休養の時間を確保することが必要である。
- イ 糞便・血液・体液・吐物等には感染性病原体が含まれていることが多く、これらに接するときには、素手で扱うことを避け、必要に応じてマスクやゴーグル等をつけること、接した後は手洗いをより丁寧に行うこと等が感染症予防の基本である。
- ウ 診断は、診察に当たった医師が身体症状及びその他の検査結果等を総合して、医学的知見に基づいて行われるものであるが、学校での感染拡大を防ぐためには特定の検査等の実施を全てに一律に求める必要がある。
- エ 感染症は、その種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮する必要はなく、必ず出席停止とする。
- オ 就学時の健康診断において予防接種歴を確認することとなっているため、就学時にのみ予防接種歴を確実に把握する。
- カ 学校は、必要があるときは臨時の健康診断を行うとされているが、学校保健安全法施行規則第10条における「必要があるとき」とは、感染症又は事故の発生したとき、風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき等であり、実際に臨時の健康診断を行うに当たっては、保健所や学校医等から指導助言を受ける。

(2) 結核について、次のアからクの文のうち誤っているものを3つ選び、記号で答えよ。

- ア 結核は、学校において予防すべき感染症の第2種に当たる。
- イ 結核は、小児、特に乳幼児では学校・幼稚園・保育所等での集団感染が多い。
- ウ 潜伏期間は2年以内、特に6か月以内が多いが、感染後、数十年後に症状が出現することもある。
- エ WHO(世界保健機関)が公表する結核の高蔓延国には、日本も含まれる。
- オ 外来通院で治療を受けているということは、感染性がないということの意味するため、このような場合には特別な感染対策は必要ない。
- カ 結核治療においてはきちんと服薬を続けることが肝要で、途中で服薬をやめるとMRSAができてしまう。
- キ 学校で結核が発生した場合は、学校保健安全法第13条第2項に基づき、臨時の健康診断が検討される。
- ク 保健所から学校に依頼があった場合、学校は保健所の服薬支援計画に従って、当該児童生徒等の服薬支援を行う。

問題6 保健室における備品及び医薬品について、次の1、2の問いに答えよ。

- 1 「保健室の備品等について（通知）」（令和3年2月 文部科学省初等中等教育局長）に示されている、環境衛生用の備品を3つ答えよ。（各1点）
- 2 「学校における薬品管理マニュアル 令和4年度改訂【追補版】」（令和6年8月 日本学校保健会）について、次の（1）、（2）の問いに答えよ。
 - （1） 保健室での一般用医薬品の適切な管理方法について2つ答えよ。（各2点）
 - （2） 次の文章は、医療用医薬品の預り時の対応における養護教諭の役割についての一部抜粋である。（①）から（⑤）に当てはまる語句を答えよ。（各1点）

養護教諭は、緊急時の対応について校長及び保健主事に相談し、（①）への共通理解を図ります。また、保健主事と協力し、依頼書に基づいた個別保管記録（個別対応の経過記録）などの作成やシミュレーション形式での校内研修会の企画など、当該児童生徒の緊急時に備える体制づくりを行います。

また、児童生徒が医療用医薬品を使用する際には、プライバシーを守り、安全に医療用医薬品が使用できる（②）の整備が必要です。なお、使用場所については、その児童生徒、保護者等、校長、学級担任、保健主事等と相談し、適切な場所を提供できるように努めます。医療用医薬品の預りについては、主治医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などの専門家の指導・助言を受けることが大切です。預かっている医療用医薬品の使用期限などを一括で管理するため、医療用医薬品預り書（依頼書）をもとに一覧表を作成することも有効です。

児童生徒の健康に関する情報の把握のため、年度当初に（③）、学校生活管理指導表、保護者等からの連絡内容などにより、児童生徒の（④）や（⑤）の有無などの情報を収集・把握します。把握した児童生徒の情報については、学級担任及び学校医等にも伝え、共通理解に努めることが大切です。

問題7 危機管理について、次の1、2、3の問いに答えよ。

- 1 次の文章は、学校保健安全法の一部である。（①）から（④）に当てはまる語句を答えよ。（各1点）

（（①）対処要領の作成等）

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、(①)において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「(①)対処要領」という。）を作成するものとする。

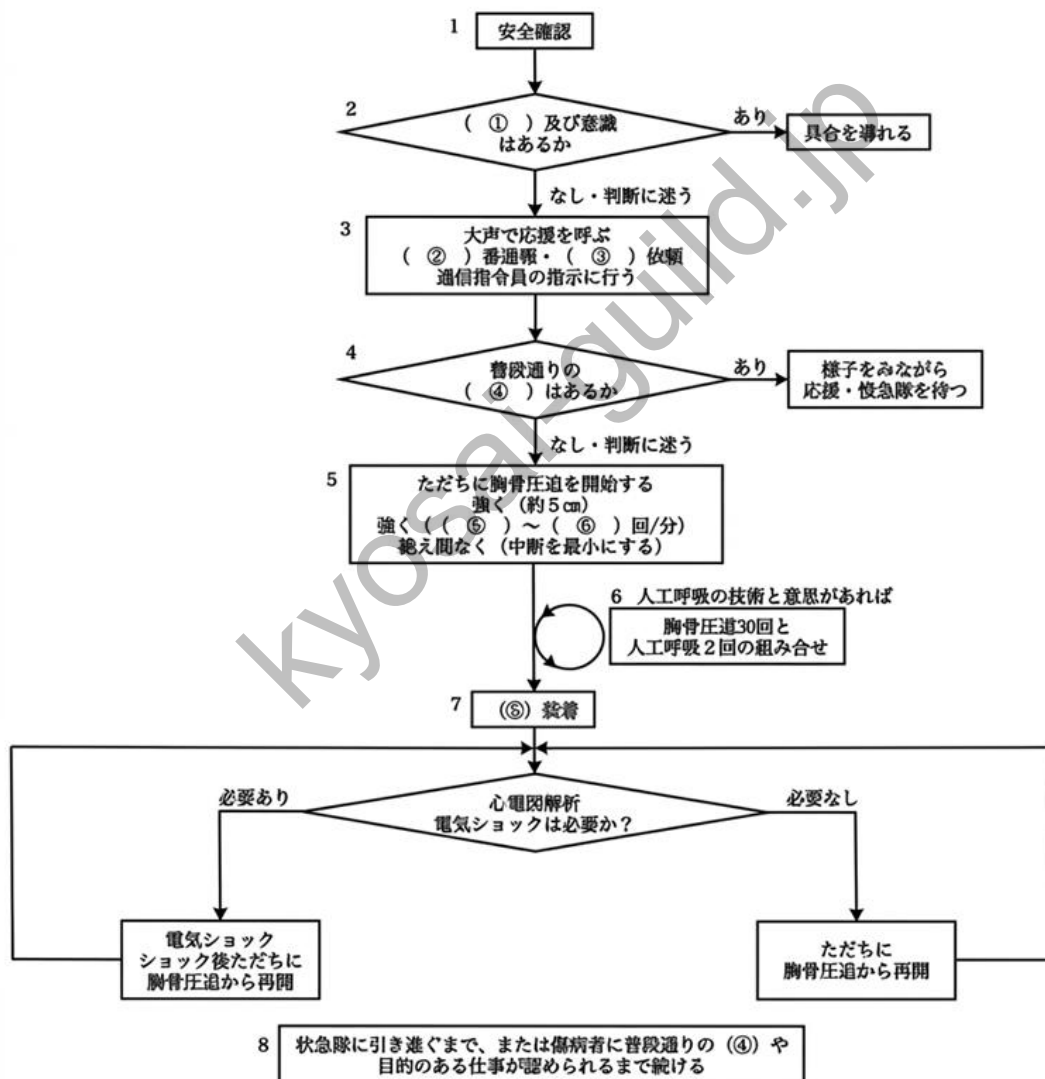
2 校長は、(①)対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の(①)において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、(②)等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該(②)等により(③)その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して(④)を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

2 次の文章は「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）の一部である。事故発生時の対応の基本における、応急手当を実施する際の留意点について、（①）、（②）、（③）に当てはまる語句を答えよ。（各1点）

- ・被害児童生徒等の（①）に関わる緊急事案については、（②）への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- ・教職員は事故等の状況や被害児童生徒の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の（③）を軽減するように対応する。

3 次の図は「JRC蘇生ガイドライン2020」に示されている市民用BLSアルゴリズムの図の一部である。（①）から（⑥）に当てはまる語句や数値を答えよ。（各1点）



問題8 次の1、2の問いに答えよ。

- 1 精神疾患を含む学校における心の健康に関する教育については、小学校、中学校、高等学校と系統的に指導が行われている。次の文章は学習指導要領を一部抜粋したものである。(①) から (⑥) に当てはまる語句を答えよ。(各1点)

小学校〔第5学年及び第6学年〕

教科：体育（保健領域）

【学習指導要領】

(1) 心の健康について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること。

(ア) 心は、いろいろな生活経験を通して、(①) に伴って発達すること。

(イ) 心と (②) には、密接な関係があること。

中学校〔第1学年〕

教科：保健体育（保健分野）

【学習指導要領】

(2) 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、(③) への対処をすること。

(ウ) 知的機能、情意機能、社会性などの精神機能は、生活経験などの影響を受けて発達すること。また、思春期においては、自己の認識が深まり、(④) がなされること。

高等学校〔入学年次及びその次の年次〕

教科：保健体育（科目保健）

【学習指導要領】

(1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 現代社会と健康について理解を深めること。

(オ) 精神疾患の予防と回復

精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、(⑤) に気付くことが重要であること。また、(⑥) の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

2 次の文章は「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の概要」（文部科学省）に示されている内容である。次の（1）、（2）、（3）の問いに答えよ。（各2点）

令和5年度の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件（前年度681,948件）で過去最多となった。また、不登校児童生徒数も小・中学校で346,482人（前年度299,048人）、高等学校で68,770人（前年度60,575人）となり過去最多となった。

- （1） いじめの認知件数の増加の背景として示されている3つの背景のうち2つ答えよ。
- （2） 不登校児童生徒について、学校が把握した事実として示されている上位5つのうち2つ答えよ。
- （3） 不登校児童生徒とともに保健室登校（別室登校も含む）も年々増え続けている。養護教諭として保健室登校への対応をする際、「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き（令和3年度改訂）」（日本学校保健会）に示されている指導のポイントに触れて2つ答えよ。

kyosai-guild.jp

問題 1	1	a	大腎筋	b	腓腹筋	c	ヒラメ筋			
		d	アキレス腱							
	2	①	骨格筋	②	平滑筋	③	心筋	④	随意筋	
⑤		持続的	⑥	不随意筋	⑦	横紋				
問題 2	1	①	ト	②	ノ	③	イ	④	ネ	
		⑤	セ	⑥	ヘ	⑦	ツ	⑧	サ	
		⑨	ケ (ウ)	⑩	ウ (ケ)	⑪	エ	⑫	ハ	
		⑬	ソ							
	2	誤っている語句の番号				正しい語句				
		1	③			糖 (等)				
2		②			たん白尿 (尿たん白、たん白)					
	3	①			尿路感染症 (膀胱炎、尿道円など)					
問題 3	①	1500ppm	②	18°C			①	28°C		
	④	30%	⑤	80%			⑥	6ppm		
	⑦	0.06ppm	⑧	100ug/m ³			⑨	トルエン		
	⑩	パラジクロロベンゼン	⑪	100匹/m ³			⑫	300ルクス		
	⑬	500ルクス								
問題 4	1	ウイルス、細菌、遺伝、化学物質								
	2	適切でない部分	理由							
		内容は一任	外部講師は、それぞれの専門性は備えていても、児童生徒に対する教育指導に関しては専門家ではないので、事前に学習指導上の留意点について共有する必要があるため。							
問題 5	1	①	校長	②	かかるおそれ	③	学校の設置者			
		④	理由及び期間	⑤	保護者	⑥	当該生徒			
		⑦	学校の名称	⑧	年月日					
	2	1	ア、イ							
2		イ、エ、カ								
問題 6	1	室温計、風速計、WBGT計、照度計、ガス採取器セット、塵埃計、騒音計、黒板検査用色票、水質検査用器具、プール水温系、プール水質検査器具、ダニ検査キット								
	2	保管する場所の温度、湿度などに注意すること。								
		1	施錠できる薬品庫棚に保管すること。 廃棄の方法は、学校薬剤師に指導・助言を受け使用すること。							
	2	①	教職員	②	環境		③	保健調査票		
	④	既往歴	⑤	アレルギー疾患						

問題 7	1	①	危険等発生時		②	事故				
		③	心的外傷		④	必要な支援				
	2	①	生命	②	管理職	③	不安			
	3	①	反応	②	119	③	AED	④	呼吸	
		⑤	100	⑥	120					
問題 8	1	①	年齢	②	体	③	ストレス	④	自己形成	
		⑤	心身の不調	⑥	疾病					
	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと。 ・ アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化。 ・ SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだこと。 							
		2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。 ・ 不安・抑うつ等の相談があった。 ・ 生活リズムの不調に関する相談があった。 ・ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。 ・ いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。 							
		3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員が保健室登校は養護教諭と学級担任だけに任せるものではなく、校内組織の中で取り組んでいく問題であるという共通認識を持つこと。 ・ 保健室にいてことで安全感を得られるようにするとともに児童生徒との信頼関係を深めることが大切である。 ・ 支援計画を立て、学級担任は毎日保健室へきて言葉をかける、教科担当は教科指導に当たるなど、役割分担を行って対応する。 ・ 長期化することは望ましくないので、その場合には指導方法の再検討が必要となることを、保護者や関係教職員が十分認識しておく必要がある。 							